

就労継続支援A型事業所における地域連携活動実施状況報告書

事業所名	就労継続支援A型事業所コパン	事業所番号	0910101153
住所	宇都宮市鶴田町3359	管理者名	齋藤美保子
電話番号	028-633-7455	対象年度	2023年度

地域連携活動の概要

<p><活動内容></p> <p>活動場所 コパン鶴田事務所</p> <p>実施日程 令和5年11月～12月</p> <p>実施した生産活動</p> <p>介護用の衣服のリフォーム普及活動しているベンチャー企業 うさこの服様の「お試しモニター」用の介護服サンプル製作受注・発注</p> <p>利用者数等 受注・発注担当1名 / 事務1名</p>	<p><活動の様子></p> <p>活動の様子の写真</p>  <p>事務作業</p> <ul style="list-style-type: none">・商談の内容の記録・縫製作業の依頼書を作成・見積書、納品書、請求書の作成・完成品の確認、納品など <p>縫製作業</p> <ul style="list-style-type: none">・縫製の進捗確認（B型との連携） 
<p><目的></p> <p>・地域連携活動のねらい・地域にとってのメリット・対象者にとってのメリット</p> <p>地元の起業家うさこの服様の取り組みである、高齢者や重度障害者の介護の効率化につながる被介護者の衣服およびその他の開発と普及活動に関わりを持つことで、高齢福祉と障害者福祉の共通点を知り、請負作業の受注や発注作業を行うことで、それぞれの役割や責任の分担を明確にし取り組む機会を得る。</p>	<p>成果物の写真</p> 
<p><成果></p> <p>・実施した結果 得られた成果</p> <p>就労意欲および経験値の向上</p> <p>・課題点</p> <p>今回の取り組みは、先方からの依頼された案件だったので、今後は積極的な宣伝活動にも参加し、協働での商取引を行えるように進めたい。</p>	<p>活動内容の追加コメント</p>

連携先の企業等の意見または評価

<p>連携した結果に対する意見または評価</p> <p>栃木県の地域課題解決型創業支援補助金を利用して試用サンプル品の作製をするというレギュラーな業務を引き受けてくださりとても助かりました。こちらも初めての事なので試行錯誤しながら始めたのですが、コパンさんの指導員さんの機転と利用者さんの技術力で予想を超えた良い物が出来上がったので大満足です。仕事も早くて連絡事項もきちんとしているので、安心してお任せ出来ました。是非とも今後も商品作製の業務の連携をさせて頂きたいと思います。</p> <p>今後の連携強化に向けた課題</p> <p>商品の品揃えが広がっていく予定なので、少しずつ製作出来るレパートリーが増えていけたらありがたいです。</p>			
連携先企業名	うさこの服	担当者名	高橋ユミコ

就労継続支援 A 型事業所における利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書

事業所名	就労継続支援A型事業所コパン	事業所番号	0910101153
住所	宇都宮市鶴田町3359	管理者名	齋藤美保子
電話番号	028-633-7455	対象年度	2023年度

利用者の知識・能力向上に係る実施概要

<p><活動内容></p> <p>活動場所 コパン花房事務所（オンラインセミナー）</p> <p>実施日程 2023年11月1日（水）</p> <p>実施した利用者の知識・能力向上に係る実施の概要</p> <p>電子帳簿保存法の制度内容および対応方法</p> <p>利用者数 等 5名</p>	<p><活動の様子></p> <p>活動の様子の写真</p> 
<p><目的></p> <p>利用者の知識・能力向上に係る実施のねらい</p> <p>経理業務に関わる利用者が、法改正の制度を理解し注意すべき対応法を習得する。</p> <p>利用者にとってのメリット</p> <p>正しい知識を身に付け、自信を持って業務遂行できる</p>	<p>成果物の写真</p> <p>当日のテキスト</p> 
<p><成果></p> <p>実施した結果</p> <p>電子帳簿保存法の制度を理解できた</p> <p>得られた成果</p> <p>データ保存方法など注意すべき点を学べた</p> <p>課題点</p> <p>電子データを保存による事務負担が増えない効率化を図る</p>	<p>活動内容の追加コメント</p> <p>国税庁の電子帳簿保存法に関する資料が多くまた頻繁に改正が行われたので、常に頭の中を最新の内容に切り替えながら資料をまとめるのに苦労しました。御社の経理事務に適した方法を検討する際に、役に立てば幸いです。</p>

連携先の企業や事業所等の意見または評価

連携した結果に対する意見または評価/今後の連携強化に向けた課題	
電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を紙ではなく電子データで保存する制度をいいます。電子帳簿保存法の改正に伴い、最新の注意すべき事項をとりまとめました。令和6年1月1日から全ての法人と個人事業主は、税務署のデータの提示・提出の求めに応じるために、電子データを保存する必要があります。これだけでも事務負担が増えます。そのため、事務処理を少しでも効率化するには、どの方法を採用するのが良いのか検討することは大切なことだと思います。	
連携先企業（担当者）	橋屋温税理士事務所

利用者からの意見・評価

参加した利用者からの意見・評価
※ ホームページへの公表に当たっては、利用者の個人名は記載せず、個人が特定されない形で記載すること。 なお、利用者が記入した書類に関しては、事業所で保管すること。
電子帳簿保存法には3つの制度があることが分かった。その中でも、電子取引データ保存は注意して行うことが必要と感じた。今回のセミナーで特に電子取引データ保存について学ぶことができた。業務を行う時は注意して取り組みたい。